

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. ファカルティ・ハウスの利用料金について（研B3号）
5. 各委員会報告（経B2号）
6. その他
 - ・夏季一斉休業について/年休5日取得についてのお願い
 - ・2023年度夏駒場Iキャンパス節電のお願い
 - ・教養学部公式SNSの開設について
 - ・バフワーン会長寄付建物検討WGについて
 - ・理系研究棟建物検討WGについて
 - ・相談支援研究開発センター総合窓口のご案内

○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A2号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A3号）
3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A4号）
4. 2023年度予算案（経B1号）
5. アドバンスト文理融合運営委員会規則の変更について（教B1号）
6. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とトリノ大学人文学学科との間における部局間学術交流協定及び学生交流覚書の締結について（教B2号）

教授会

○ 教員人事

退出転出等			1件
准教授	提	案	2件
	報	告	3件

計6件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会 ・教育支援経費の要求について（経B2号）

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他の

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2023年5月18日(木) 15:02~15:37
場 所 Zoom会議
出席者 244名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、5月18日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、4月25日、5月9日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B2号)(総B3号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料(総B4号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

・増田建財務委員会委員長から、研究支援経費の申請について、資料(経B1号)に基づき報告があった。

○ 審議事項

1. 2023年度女性人事加速サポート人事マネジメント支援プログラムの申請について

月脚達彦副研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

准 教 授	提 案	1 件
	報 告	1 件
教 授	報 告	2 件

計4件

以上

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
- (資料1) 学内外情勢
-
- 02 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とする情報セキュリティ教育の実施 今泉理事
- * 報告**
- (資料2) 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とする情報セキュリティ教育の実施について(依頼)(学内限り)
-
- 03 情報セキュリティに関するポータルサイト作成 今泉理事
- * 報告**
- (資料3) 情報セキュリティに関するポータルサイト作成について(学内限り)
-
- 04 令和5年度夏季の休業状態実施方針 今泉理事
- * 報告**
- (資料4) 令和5年度夏季の休業状態実施方針
-
- 05 その他 渡部執行役
- (1)「研究契約締結」及び「公募研究への応募」に際しての注意とお願い
- (資料5) 「研究契約締結」及び「公募研究への応募」に際しての注意とお願い
-
- (2) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想(ロードマップ2023)の策定に係る公募 齊藤理事
- (資料6) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ2023」の策定に係る公募について(通知)
-

議題及び資料

- | | | |
|----|---|-------|
| 01 | 学内外情勢

(資料1) 学内外情勢 | 総長 |
| 02 | 広報・コミュニケーション活動報告
* 報告
(資料2) 広報・コミュニケーション活動ハイライト | 河村執行役 |
| 03 | 東京大学発明等取扱規則の一部改正及び東京大学発明等取扱規則実施細則等の制定
* 審議
(資料3) 3-1:東京大学発明等取扱規則の一部を改正する規則(案)及び同規則実施細則(案)、3-2:東京大学著作物等取扱規則の一部を改正する規則(案)及び同規則実施細則(案)、3-3:東京大学商標取扱規則の一部を改正する規則(案)及び同規則実施細則(案)、3-4:【参考資料1】発明等の様式(新旧対照表)、3-5:【参考資料2】著作物等の様式(新旧対照表)、3-6:【参考資料3】商標の様式(新旧対照表) | 渡部執行役 |
| 04 | 東京大学研究倫理審査実施規則等の一部改正
* 審議
(資料4) 東京大学研究倫理審査実施規則の一部を改正する規則(案)等 | 齊藤理事 |
| 05 | 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正
* 審議
(資料5) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案) | 齊藤理事 |
| 06 | 第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定
* 報告
(資料6) 6-1:第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について、6-2:意欲的な評価指標の判定状況 | 相原理事 |
| 07 | 連携研究機構(マテリアルイノベーション研究センター、次世代ニュートリノ科学連携研究機構)の変更
* 報告
(資料7) 連携研究機構の設置・変更について | 齊藤理事 |
| 08 | 研究インテグリティの確保に関する情報提供
* 報告
(資料8) 研究インテグリティの確保に関する情報提供について | 齊藤理事 |
| 09 | 東京大学の防災対策マニュアル2023
* 報告
(資料9) 9-1:「東京大学の防災対策マニュアル2023」について(通知)、9-2:【資料1】東京大学の防災対策マニュアル2023(学内限り)、9-3:【資料2】The University of Tokyo Disaster Prevention Manual 2023(学内限り)、9-4:【資料3】「東京大学の防災対策マニュアル2023」の主な変更点 | 岸執行役 |
| 10 | 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等
* 報告
(資料10) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 | 齊藤理事 |
| 11 | その他
(1) 第22回ホームカミングデイ

(資料11) 11-1:2023年度第22回東京大学ホームカミングデイ実施案、11-2:第22回ホームカミングデイ参加意向調査について(依頼)(案) | 津田理事 |

2023年6月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・休業4日以上

23229I 教務補佐員(女性:51歳);徒歩で移動中に建物玄関で転倒し、左足関節の靭帯を損傷した。
(休業14日)

23028I 事務職員(女性:60歳);事務室内の通路に溜まっていた水滴に足を取られ転倒。右手を骨折した。
(休業11日)

・休業4日未満

23033M 技術職員(女性:47歳);通勤時、エスカレーターが濡れていて転倒。滑り落ちた際に左脛を切った。
(休業1日)

・不休業事故・災害

23019F 研究員等(男性:41歳);車椅子で構内を移動中、左前輪が縁石に引っかかり転倒した。

23022F 学部学生3年(女性:20歳);実験装置組み立ての際、ガラス製ベント管に余分な力がかかって折れてしまい、掌に切創を負った。

22023F 学部学生3年(男性:20歳);実習中、実験室内の排気ダクトに頭をぶつけて裂傷を負った。

23025F D3 院生(男性:29歳);台車を荷台から降ろす際に、倒していた手押しハンドル部分が起き上がったため、ハンドルの付け根部分に差し込まれていた左手人差し指が挟まれて爪が剥がれた。

23027F 学術専門職員(女性:45歳);前方から来た人をよけるため道の端を歩いていたところ、路面のアスファルトが崩れて転倒した。

23030F 学部学生4年(男性:21歳)次亜塩素酸ナトリウム水溶液をバイアルに移す際に、水溶液が跳ねて左足にかかった。

23032F 特任助教(男性:29歳);ガラス製真空トラップに接続されているゴムチューブを外そうとしたところ、真空トラップが破損して左手人差し指を切った。

23035F 研究員等(男性:25歳);患畜(犬)にエリザベスカラーを着用させようとした際に、左手を咬まれた。

23040F 学部学生3年(女性:21歳);実習中にピペットマンで溶媒充填していたところ、溶媒が跳ねて保護メガネの隙間から左目に入った。

23044F 作業療法士(男性:38歳);テニスとバスケのプログラムに参加して、右肩を痛めた。

23047F 助教(男性:34歳);野外活動で底生生物の分布と環境調査を行っていたところ、有毒の毛虫に刺された。

・通勤災害

23021J 事務職員(男性:57歳);帰宅途中に足がもつれて転倒。右上腕骨を骨折した。

23024J 事務職員(女性:41歳);出勤時、信号で立ち止まった際に足首を捻った。

23029J 准教授(女性:46歳);自動車で出勤中、赤信号で停車していたところ後続車に追突された。

23043J 事務職員(女性:51歳);出勤時、横断歩道を走って渡っていて転倒、右手首を骨折した。

23048J 事務職員(女性:60歳);出勤時、路面のくぼみに足をとられて右足首を捻挫した。

・その他

23026S M1 院生(女性:23歳);研究室での飲み会で酩酊状態となり、救急搬送された。

23036S M1 院生(男性:23歳);課外活動でゴムタイヤを高速で回転させる実験を行っていたところ、タイヤが破断して吹き飛び、破片が手に当たった。

23039S 学部学生3年(男性:20歳);五月祭の準備中、デッキブラシを振って遊んでいた者がおり、そのブラシの先端が抜けて被災者の顔を直撃した。(休業1日)

23041S D3 院生(女性:28歳);階段を降りる際に、めまいにより階段を踏み外して転げ落ちた。(休業2日)

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

22289Nf 電源タップを介して電気ストーブを使用していたところ、壁の差込コンセントに接続したタップのスイッチプラグが発煙した。(消防から小火火災認定)

23037Nf 坑内に設置していた蛍光灯のソケットに、岩盤から染み出した水がかかって漏電。蛍光灯器具が焦げた。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

22330Nd 自動車を車庫からバックで出す際、車体をシャッター枠に擦って、運転席側のドアとシャッターレールが破損した。

23008Nd 新設したドラフトチャンバーの湿式スクラバーに給水したところ、天井裏の給水配管から漏水が生じた。(事後の確認で設置業者による多数の施工不備が発覚した)

23020Nd 配管の三方向弁の老朽化が原因で、継ぎ手部分より漏水が発生した。

23031Nd バックで自動車を止めようとした際に、ケーブル管に接触してテールランプが破損した。

23034Nd 停車時に駐車場入り口に設置されていたポールと接触し、車体が凹んだ。

23038Nd 駐車場から自動車を出すため、バックと切り返しを繰り返していたところ壁面に車体を擦った。

23042Nd 小型油圧ショベルを移動させたところ、キャンピアーが屋根の柱パイプと接触して破損した。

・人的被害なし、設備災害でない有害物（臭）流出あり

23046Nf レーザーにガスを供給するためボンベの元栓を開けたところ、ボンベと配管の継手が緩んでいたためフッ素を5%含むガスが漏出した。

以上 教養学部等環境安全管理室

ファカルティ・ハウスの利用料金について

光熱水費の高騰などの昨今の情勢を踏まえ、2023年8月以降の予約分から、以下のとおり、利用料金の値上げを行う。

<セミナー室、教養室>

室名	面積	定員	1時間利用料金	23年8月以降予約 1時間利用料金
セミナー室	202 m ²	椅子席：50人 立食：130人	6,000円（税込）	8,800円（税込）
教養室（和室）	39 m ² （12畳）	10名程度	2,000円（税込）	2,750円（税込）

<宿泊室>

室名	面積	室番号	現状 1泊利用料金	23年8月以降予約 1泊利用料金
シングルルーム	23.4 m ² 又は 24.7 m ²	201,202,203,204, 205,206,301,302, 303,304,305,306	7,000円（税込）	7,700円（税込）
ツインルーム A	53.2 m ²	207	11,000円（税込）	12,100円（税込）
ツインルーム B	42.0 m ²	307	10,000円（税込）	11,000円（税込）

- 2018年度の運営委員会で、クレジット決済導入に伴う手数料などを踏まえ、それぞれ1,000円の値上げを決定し、2019年7月宿泊分から値上げを実施した。半年前から、HPで周知を行った。
- 今回の値上げも総合文化HP等で周知を行う。

参考

名称	面積	定員	料金	備考	
山上会館 大会議室	360 m ²	120 名	通常料金	飲食禁止	
			9:00-12:00		46,600 円
			13:00-16:30		53,200 円
			17:30-21:00		46,600 円
			学内料金		
			9:00-12:00		34,900 円
13:00-16:30	39,900 円				
17:30-21:00	34,900 円				
弥生講堂 一条ホール	?	140 名	1 時間当たり 17,600 円 学内他部局長が主催する行事は、 1 時間当たり 6,700 円	飲食禁止 農学生命科学研究科に 所属する教授会構成員 の紹介が必要 土・日・祝日および平日 7 時～9 時、17 時～21 時 の時間帯は、紹介者が使 用施設の開閉に責任を もつ場合に限り許可	
伊藤国際 学術研究 センター 多目的 スペース	332 m ²	93 名 (着席時)	通常料金	日曜祭日は追加料金 (20%増)	
			9:00-12:00		142,400 円
			13:00-18:00		237,400 円
		250 名 (立食パー ティ等)	18:00-21:00		170,900 円
			特別使用料金		
			9:00-12:00		69,700 円
13:00-18:00	116,200 円				
18:00-21:00	83,600 円				

事務連絡
令和5年6月15日

各学科長
各前期部主任 殿

総合文化研究科・教養学部長

教育支援経費の要求について（照会）

このことについて、要求のある場合には下記を参照に要求書の提出をお願いします。
また、財源状況は大変厳しいものとなっているため、要求にあたっては、内容・緊急性等を考慮のうえ、厳選して提出願います。

記

1. 提出期限
教育支援経費
令和5年8月25日（金） ※ヒアリング実施日：9月上旬を予定
2. 提出書類
令和5年度教育支援経費要求書及び見積書並びにカタログ等
3. 要求区分
主に学部学生の教育に資することを目的とし、申請額は2,000千円以下とする。
4. 提出先等
経理課財務チーム 内線46025
5. その他
 - ① 要求書は、**学科長、部会主任名**で提出してください。
 - ② **1部会、1学科から1要求**とさせていただきますことにご留意ください。
 - ③ 教育支援経費は、教育研究経費委員会によるヒアリングを実施します。
なお、学科及び前期部会以外からの要求は、上記目的に資することを担保するため、**学科あるいは前期部会との合同要求の場合のみ**ヒアリング対象とします。
 - ④ 教育支援経費 ヒアリングの時間は申請者に**8月28日以降**に別途連絡します。ヒアリングについては、Zoom等Web会議ツールの使用を検討しております。
 - ⑤ 予算配分を受けた場合は、**事業実施完了時に決算報告書**（別紙様式）を提出すること。
 - ⑥ 恒常的に支援が必要となるものは、教育支援経費の対象としません。

教育支援経費の申請にあたって

教育支援経費は、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みを支援することを目的としています。財源状況が大変厳しい中、申請にあたっては、**①授業・実験・実習を遂行する上で、突発的な問題が生じ、問題が解消されないとそれらを遂行することができない②新規の授業や実験項目の開設のために必要なもの③改善することで教育の充実・強化を図ることが確実に見込まれるもの**などに関して、授業への関連性、要求内容・緊急性等を精査したうえでご提出願います。

なお、直接授業内容に関連するものであっても恒常的に予算措置が必要となるものについては、当初予算配分で検討すべきものであり、本経費では支援ができませんので、別途、財務チームに相談願います。

【過去に申請された内容のうち、疑義が生じた事例】

- 授業・コース・部会などのアナウンス又は宣伝等については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組み点から**発展性がある**ことが必要です。授業内容との直接的な関連が薄く、教育の充実・強化のために必要であることの説明が不十分なものは、支援の対象外としました。
- 実験用消耗品、書籍、パンフレット・教材等の印刷費、授業の範囲で行っている学生旅費及び引率旅費等の経費については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの一貫であり、**恒常的に必要なものでなく、緊急かつ臨時的**であることが必要です。恒常的な経費と判断したものについては、本支援の趣旨に合致しないため、支援の対象外としました。
- 教材開発については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で**既存教材の刷新や新規に開講する授業等で、担当教員が自ら作成することが難しいものである**ことが必要です。担当教員によって作成することが可能なものや視認性の向上等に重点を置いた申請は、要求母体の自助努力を前提とし、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。
- HP更新、授業及び実験説明の資料作成については、要求母体の自助努力を前提としたうえで、申請にあたっては、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で改善することで具体的に教育の充実・強化が見込まれ、**かつ担当教員では作成が難しいものである**ことが必要です。学生への周知の向上や単に授業の効率化に重点を置いた申請は、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。

令和 年度 教育支援経費要求書

連絡責任者：_____

内 線：_____

e-mail：_____

要求学科等名		要求額	円
要求事項			
要求理由 （必要性、緊急性、 共通性、特別な事 情等を具体的かつ 簡明に記載すること）			
要求額内訳 （希望順位があればつ けること）			
配分先	※原則、要求部会に配分しますが、要求部会以外に配分を希望される場合のみ配分先を記載ください。		

1. 要求理由は、具体的かつ簡明に記載すること。
2. 要求内容は前期課程及び後期課程の教育に関連すること。
3. カタログ、見積書等を添付すること。見積もりは2社以上の相見積もりを取ること。
4. 1件あたり（値引き後）2,000千円以下とすること。
5. 消費税込みの金額にすること。
6. 予算配分を受けた場合は、事業実施完了時に決算報告書（別紙様式）を提出すること。

令和 年度決算報告書

要求事項名: _____

要求(責任)者名: _____

内線番号: _____

予算配分額	円
-------	---

《内訳》

実 施 内 容	金 額
	円

夏季一斉休業のお知らせ

アドミニストレーション棟、数理科学研究科事務室等は、下記の2日間、夏季一斉休業状態（エネルギー縮減等の観点から特定の2日間を休業状態とすること）といたします。

- 1) アドミニ二棟、数理科学研究科事務室等
8月14日（月）～15日（火）
- 2) 駒場図書館
8月14日（月）～15日（火）

年次有給休暇の年5日の計画的取得について

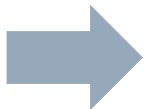
労働基準法に基づき、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対し、1年間で5日については、労働者本人の意見を聴取したうえで、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

年次有給休暇の年5日の計画的取得についてお願い

夏季の一斉閉室期間や連休期間中に合わせて、年休の積極的、計画的取得をお願いします。

休暇申請承認手続きの徹底をお願いします。

休暇を取得する場合は、就労管理システムにて事前申請を行ってください。




教職員の皆様の休暇取得状況については10月頃確認を行います。確認後、取得が5日間に満たない方については、ご本人に意見聴取の上、計画的取得を促します。

2023年夏 駒場1 キャンパス節電のお願い

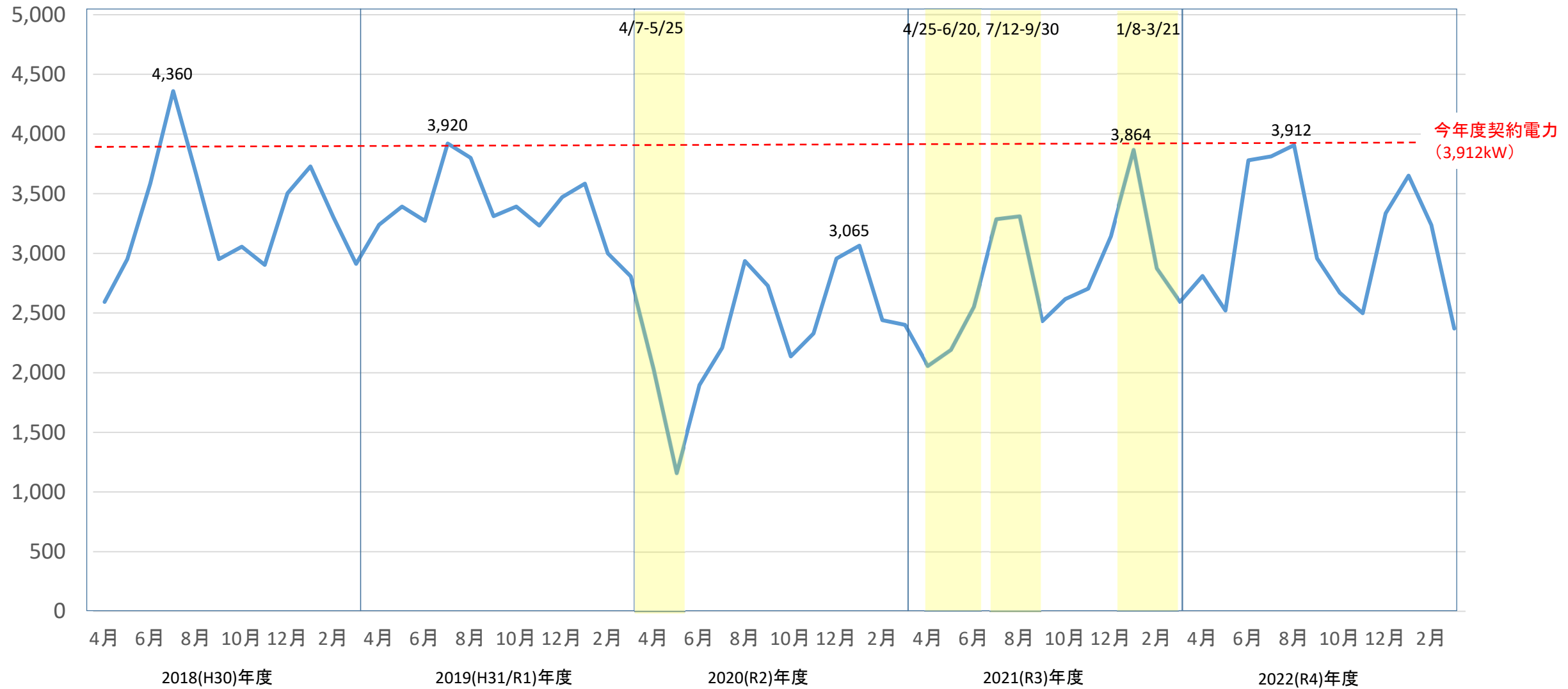
背景

- ◆ 電気の基本料金は、
1時間あたりの電力使用量の最大値に依存
- ◆ **電力使用量の約1/3が空調**によるもの
- ◆ 同量の電力を安く使うには、
ピーク電力を小さくすることが本質的
→ ピークは7月の暑い日（と冬の寒い日）に来る

過去4年間の月別最大電力量推移

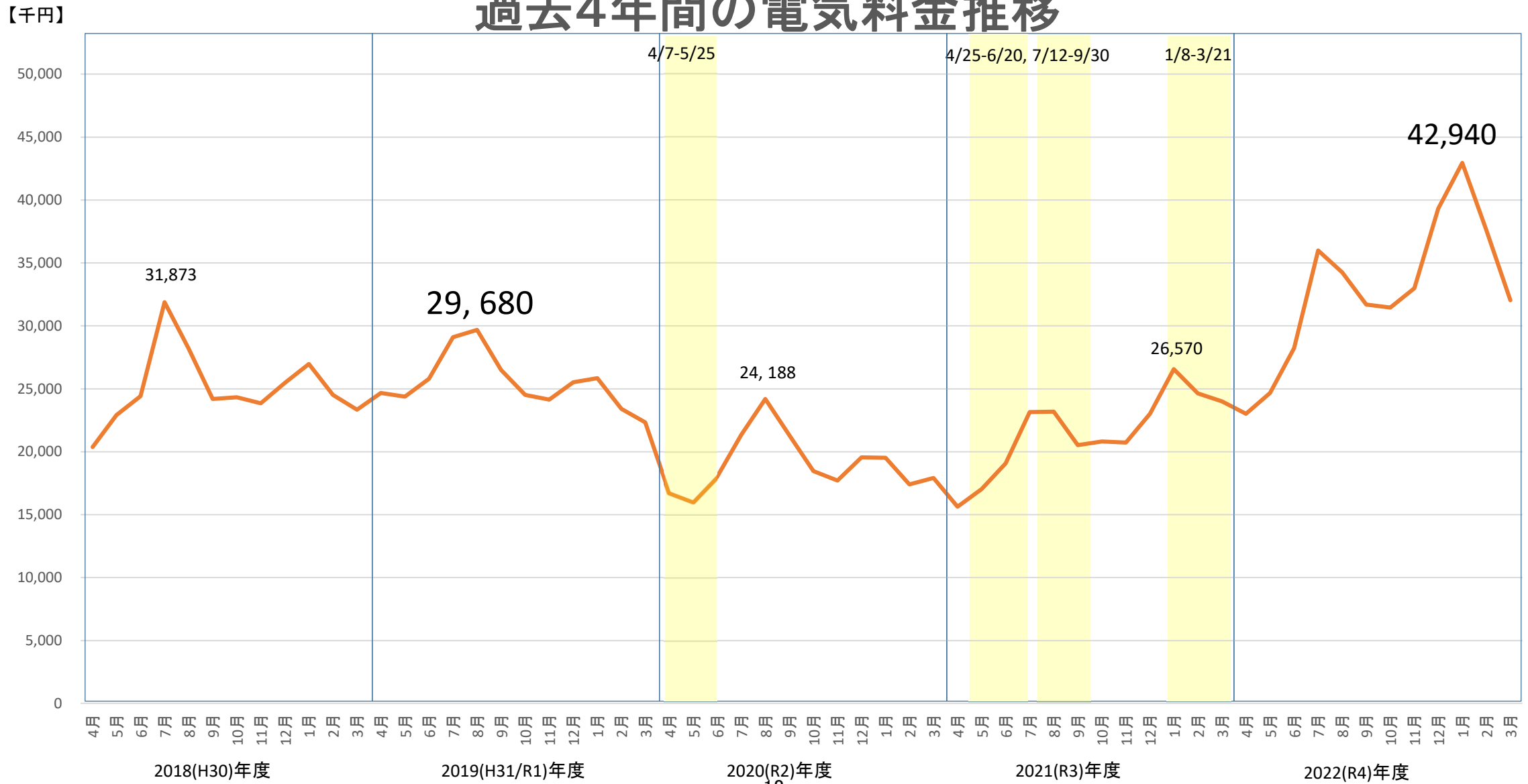
 : 緊急事態宣言

【kW】



緊急事態宣言

過去4年間の電気料金推移



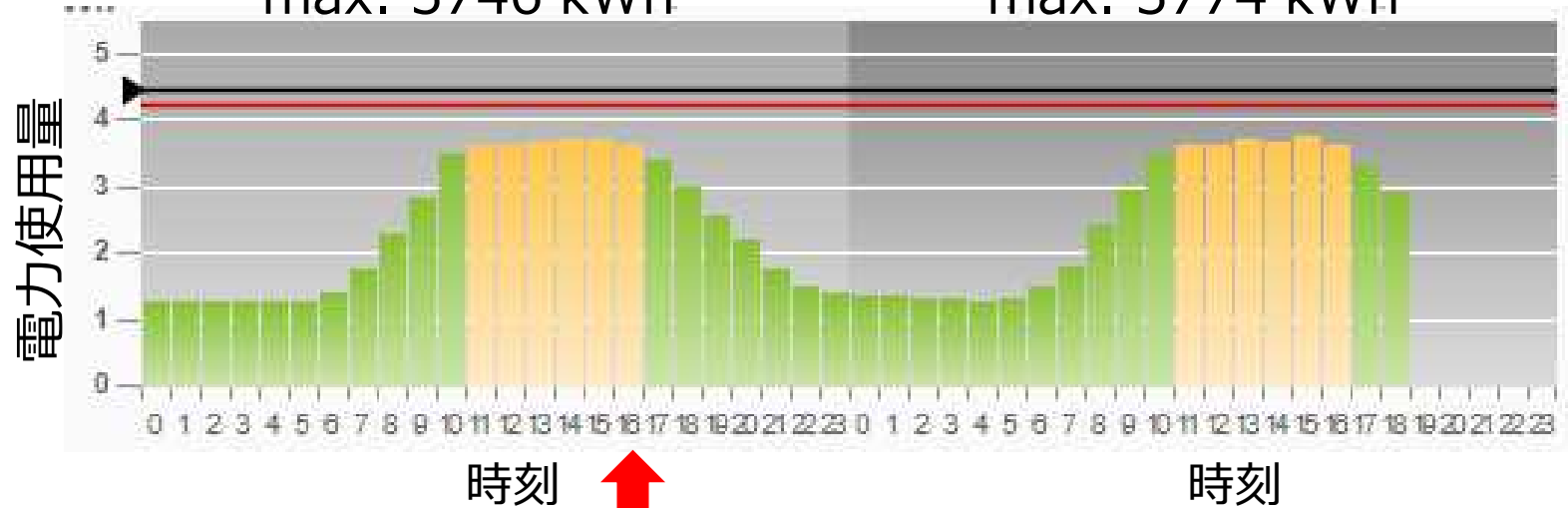
昨年度6月に暑かった二日間の駒場1キャンパス全体の電力使用量 4/5

6/30(木) 36°C/25°C

7/1(金) 37°C/25°C

max. 3746 kWh

max. 3774 kWh



メールによる節電のよびかけにより、次の日の方が暑かったにも関わらず、増加を最小量に抑えられた

◆ピーク電力は、**13時から16時**の間

◆コロナ以前のキャンパス使用状況に戻りつつあること、換気をしつつ空調をいれていることもあり、電力使用量が2020, 2021年度と比べて増加

※今年は、**燃料費高騰**により単価が上昇。ピーク電力値と年間電力総使用量により、電気代は大きく変わる

～節電対策をよろしくお願いします～

① エアコン(講義室):

温度設定が下がっている場合には、適切な温度に調整。

② エアコン(居室等):

日中に部屋を継続使用する場合は、午前中から運転し、夕方まで連続運転するようにして下さい。冷房をオンにした直後は大量の電力を使用しますが、連続運転中は使用電力を抑えられるためです。温度設定は下げ過ぎず(26°C以上推奨)、暑い場合は扇風機等を併用して下さい。数時間部屋を離れる際にはエアコンを消し、帰宅時には消し忘れのないようお願いいたします。

③ 研究・実験:

特に電力を消費する実験は、可能な限り、ピーク時間帯(10-16時)を外す。

④ 不要な機器:

電源を切る、無駄な照明はつけない。

⑤ 緊急時は放送等で連絡します

ソーシャルメディア運用ガイドライン

2023年6月9日 制定 東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長

この「ソーシャルメディア運用ガイドライン」は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「当部局」という。）のソーシャルメディア公式アカウントの運営にあたり、当部局内のソーシャルメディアアカウントの管理者を対象者として、ソーシャルメディアアカウントの管理をより安全、かつ、円滑に行うことを目的に作成しています。

1. 管理者の選定

(ア) 不適切な発言等が拡大しないように発言や内容を定期的に監視できる者として、ソーシャルメディアアカウントの管理者となる者を複数（少なくとも2名）決め、サイトの保全に努める。

2. アカウントについて

- (ア) 統一性を保つため、原則として、アカウント名に UTokyo を入れる。
（例：UTokyo_AAA, BBB_UTokyo など）
- (イ) アカウントのメールアドレスは大学のメールアドレス（u-tokyo.ac.jp）にする。
（複数を確認できるようにメーリングリストのアドレスを推奨する。）
- (ウ) アカウントを作成・削除した場合は、総務課広報・情報企画チームへその旨メールで報告する。（メールには部署名、アカウントへのリンク、管理者の連絡先などを明記する。）また、東京大学本部サイトの「ソーシャルメディアアカウント一覧」へアカウントの掲載を希望する場合はその旨申し出る。

3. 投稿内容について

- (ア) 学生・教職員の個人情報を許可なく投稿しない。
- (イ) 東京大学や部局等の教育や研究を通じて知り得た機密情報や意思決定の過程にある未公開情報は投稿しない。
- (ウ) 法令等に違反すること又は違反するおそれのあること、公序良俗に反すること、他者を誹謗中傷することなど、東京大学のイメージ又はその構成員に損害を与えるようなことを投稿しない。
- (エ) 良識ある発言を心がけ、情報発信は慎重に正確な情報を発信する。
- (オ) 所属内の承認を得た内容のみを投稿する。

4. ユーザーとの交流

(ア) コメント

- ① ユーザーの発言、投稿に対する返信・コメントは、各ソーシャルメディアアカウントの運用組織が判断する。返信・コメントする場合は、上記の「3. 投稿内容について」のガイドラインに沿って返信する。また、大学、当学部としての発信となるので、返信する際にはその内容を十分検討のうえ、行うように注意する。
- ② Facebook の場合は、不適切なコメント（宣伝、不自然なリンク、不適切な画像などがついているコメント、不正・違法な行為を促すコメントなど。）を適宜非表示にする。

(イ) プライベートメッセージへの返信

プライベートメッセージに返信するか否かは、各ソーシャルメディアアカウントの運用組織が判断する。返信する場合は、上記の「3. 投稿内容について」のガイドラインに沿って返信する。また、大学、当学部としての発信となるので、返信する際にはその内容を各ソーシャルメディアアカウントの運用組織で十分に検討のうえ、行うように注意する。

(ウ) シェア・リツイート・いいね・フォローなど

大学、当学部の名誉を著しく損ねているアカウントのフォローや、そのような投稿に対して「リツイート・いいね」をしない。また、大学、当学部と全く関係ない投稿を「いいね」したり、アカウントをフォローしない。（例：芸能人のアカウントなど）本学、当学部と関係があるか否かの判断は各ソーシャルメディアアカウントの運用組織で十分検討する。

5. アカウント権限・セキュリティ

- (ア) 「1. 管理者の選定」で記載したように、アカウントが使用不可能な状況を防ぐため、管理者権限を複数名（少なくとも 2 名）に与える。（管理者が一人だけだと、その人がいないとアカウントが使用できなくなる可能性があるため。）
- (イ) パスワードは強いものにし、定期的に変更するようにする。また、管理者が変わる場合もパスワードを変更する。誤った投稿を防ぐため、個人のアカウントと大学のアカウントを同じ端末で利用したり、個人のアカウントに業務用端末でログインしない。また、個人のパソコン・デバイスで大学のアカウントにログインしない。

6. その他

- (ア) 本部広報課が管理している東京大学の公式アカウントからシェアなどを希望する場合は、「公式 SNS 投稿フォーマット」を記入のうえ、総務課広報・情報企画チームを通じて本部広報課宛に提出する。
- (イ) アカウントへのリンクを当学部ウェブサイト内に掲載する。

ソーシャルメディアポリシー

2023年6月9日 制定 東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「当学部」という。）は、管理するソーシャルメディア公式アカウント（以下「本アカウント」という。）の利用及び情報を発信する際の方針を以下のように定めます。なお、本アカウント以外の本学の組織が公式に運営しているソーシャルメディア公式アカウントは別に運用方針を定めています。

ソーシャルメディアを利用する目的

Facebook、Twitterなどのソーシャルメディアとウェブサイトを連携し、当学部の取組みやイベント情報、教育研究、キャンパス風景等の情報を発信し、社会一般の方々に広く理解を深め、関心を高めてもらうことを目的とします。

運用アカウント情報

当学部のソーシャルメディアは、当学部広報室（以下「広報室」という。）および University Research Administrator（以下「URA」という。）が運用し、以下のアカウントを管理しています。

（2023年6月9日現在）

SNS名	Facebook
言語	日本語
アカウント名	東京大学院総合文化研究科・教養学部

User Name	@UTokyo.Komaba.J
SNS 名	Facebook
言語	英語
アカウント名	The University of Tokyo, Komaba
User Name	@UTokyo.Komaba.E
SNS 名	Twitter
言語	日本語
アカウント名	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
User Name	@UTokyo_Komaba_J
SNS 名	Twitter
言語	英語
アカウント名	The University of Tokyo, Komaba
User Name	@UTokyo_Komaba_E

SNS 名	Instagram
言語	日本語 / 英語
アカウント名	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
User Name	@utokyo_komaba
SNS 名	YouTube
言語	日本語 / 英語
アカウント名	東京大学教養学部 / UTokyo College of Arts and Sciences

運用方針

1. 投稿内容

本アカウントに、当学部に関する情報を投稿する際、プライバシー権、名誉権、肖像権、著作権、商標権など他者の権利を不当に侵害することのないよう細心の注意を払い、関連する法令等を遵守します。

2. 返信・コメント

本アカウントは情報発信専用のアカウントです。

利用者の発言・投稿に対する返信・コメントは原則として行いません。投稿内容についての質問等は、当学部 公式 SNS 窓口 (sns.komaba2023@adm.c.u-tokyo.ac.jp) までお願いします。また、以下の各項に該当するような不適切と思われる発言・投稿は利用者の承諾を得ずに非表示または削除する場合があります。

- 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- 政治、宗教活動を目的とするもの
- 著作権、商標権、肖像権など当省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- 有害なプログラム等
- わいせつな表現などを含む不適切なもの
- 当学部の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- 当学部の発信する内容に関係ないもの
- その他当学部が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

3. シェア・リツイート・いいね・フォロー

広報室および URA の判断により、シェア・リツイート・いいね・フォローを行う場合があります。特定のアカウントに対するアクションは当学部からの支持を表すものではありません。

知的財産権等

本アカウントに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、本学に帰属し、その一部局である当学部が管理します。また、利用者のコメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、

利用者は本学及び当学部に対し、投稿コンテンツを無償で非独占的に使用（加工、複製、翻訳などを含む）する権利を許諾したものとし、かつ、本学及び当学部に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

本アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、当学部が無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

免責事項

本アカウントから発信する情報の正確性には万全を期してはおりますが、利用者がこの情報を用いて行う一切の行為について、当学部は何ら責任を負うものではありません。

また、利用者により投稿されたコメントや本アカウントに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、当学部は何ら責任を負うものではありません。当学部は、ソーシャルメディアを利用したこと、または利用できなかったことによって被った損害について一切責任を負いません。

その他

当学部の正式な発表に関しては当学部ウェブサイト及びプレスリリースを通じて情報発信します。

本アカウントの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、発信内容の変更や削除、アカウントそのものを削除することがあります。

本ポリシーは予告なく変更する場合があります。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	(略)				(略)				
	広域科学専攻自然体系学講座生物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	広域科学専攻自然体系学講座生物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	
					広域科学専攻自然体系学講座植物生理学分野	助教	5年。ただし、令和12年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和12年3月31日を超えることができない。	
	(略)				(略)				
(略)					(略)				

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：分野の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行			改 正		
(略)			(略)		
第2条 講座に次に掲げる分野を置く。			第2条 講座に次に掲げる分野を置く。		
専攻名	講座名	分野	専攻名	講座名	分野
(略)			(略)		
広域科学専攻	(略)		広域科学専攻	(略)	
	自然体系学講座	(略)		自然体系学講座	(略)
		生物化学分野			生物化学分野
				植物生理学分野	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正					
(略)						(略)					
別表						別表					
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)						(略)					
大学院総合文化研究科	(略)					大学院総合文化研究科	(略)				
	広域科学専攻自然体系学講座生 物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は2年とする。	法第4条第1 項第1号		広域科学専攻自然体系学講座生 物化学分野	助教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は2年とする。	法第4条第1 項第1号
	(略)						広域科学専攻自然体系学講座植 物生理学分野	助教	5年。ただし、 令和12年3 月31日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は令 和12年3月3 1日を超えるこ とができない。	法第4条第1 項第1号
(略)						(略)					
(略)						(略)					

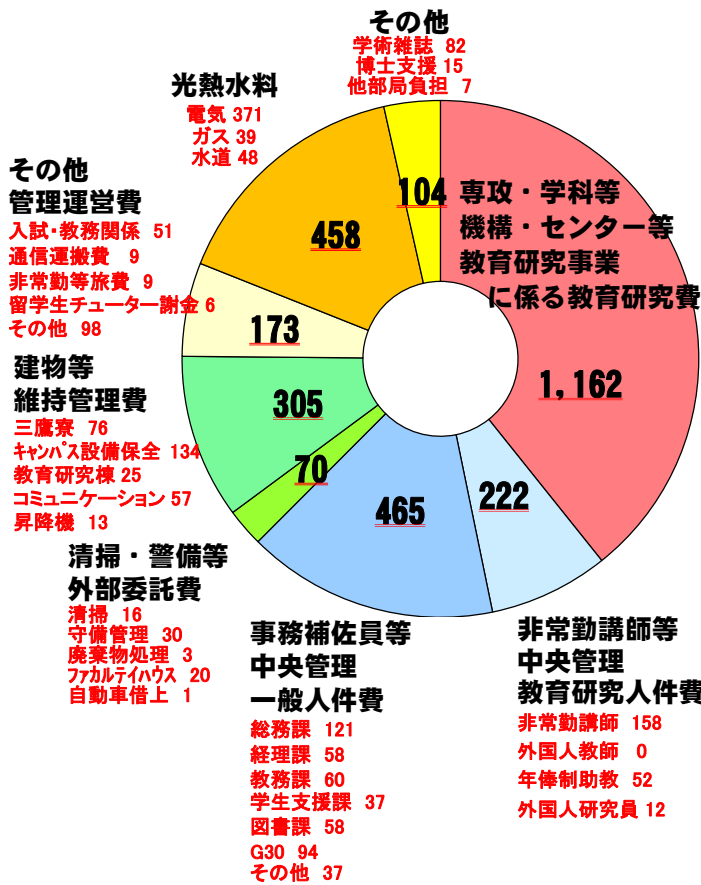
附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

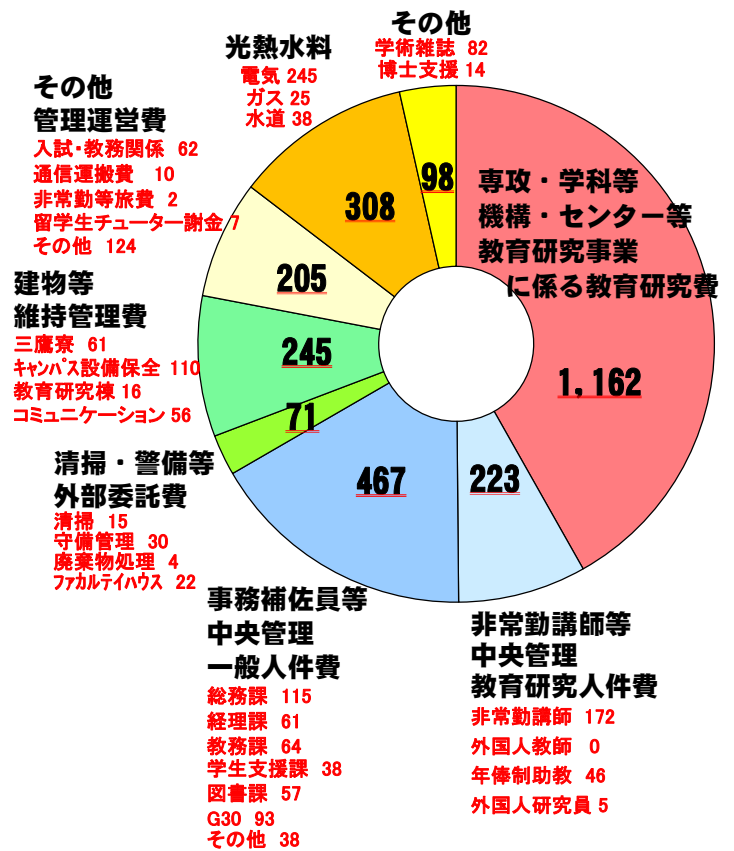
経 B1 号

2023年度 予算案

2022年度決算 2,960百万円



2021年度決算 2,780百万円



対前年度執行予算額の主な差額要因

2021年度決算額27億8千万円に対して、2022年度は29億6千万円。約1億8千百万円の増。

- ①本部預託金の取り崩し(1億円)
- ②部局収入見合弾力条項(5千3百万円)
- ③職域限定職員人件費本部負担分の新規追加(1千3百万円)
- ④PCB廃棄物処理費用部局負担額の減少(1千5百万円)

対前年度の主な支出項目の差額要因

1. 光熱水料(対前年度1億5千万円増)

電力料単価高騰、コロナウイルスの影響により行われなかった教育・研究活動の回復による水道量増

2. 建物等維持管理費(対前年度6千万円増)

照明器具取替LED(17百万円)、三鷹宿舎光熱水料・受水槽漏水等の修繕増(14百万円)、3号館空調機更新(5.2百万円)、土壌汚染対策工事(4.7百万円)、14号館有線LAN配線工事(3.2百万円)

3. その他管理運営費(対前年度▲3千2百万円)

プロジェクター更新の減、前年度スポット執行分の減

2023年度 予算配分方針(案)

1. 下記のとおり予算額が決定しました。対前年度26,312千円の予算減、光熱水料の高騰が続くことから一部の経費を減額する予算案を作成します。
ただし、2. 3. 及び4については、別途協議のうえ、作成するものとします。
2. 2次配分要求事項については、昨年度の執行状況及び担当教員の要求事項を勘案し、予算案を作成します。
3. 新規事項については、担当教員の要求事項を勘案し、予算案を作成します。
4. 当該年度に係る経常的でない経費等については、臨時経費として予算案を作成します。

2023年度当初予算配分

第一次配分	1,994,944 千円
第二次配分	279,078 千円
ミッション実現加速化経費	54,446 千円
PFI事業維持管理経費	18,200 千円
収入見合分	▲ 20,440 千円
合 計	2,326,228 千円

(参考)

2022年度当初予算配分

第一次配分	1,992,643 千円
第二次配分	288,870 千円
ミッション実現加速化経費	54,446 千円
PFI事業維持管理経費	18,496 千円
収入見合分	▲ 1,915 千円
合 計	2,352,540 千円
対前年度差額	26,312 千円 減

2023年度収入支出見込(案)

1) 予算見込額 2,782,632 千円

事項	金額	備考
当初予算	2,326,228 千円	資料2より
障害者雇用推進経費	38,095 千円	前年度実績
全学資料購入集中処理システムに係る手数料等の引上げ(図書館)	▲ 646 千円	前年度実績
TSCP促進費徴収分	▲ 13,358 千円	前年度実績
部局財源の採用承認	▲ 28,000 千円	前年度実績
年俸制助教ポスト	55,300 千円	前年度実績
職域限定職員人件費本部負担分	31,450 千円	今年度見込額
旅費システム引上げ	▲ 1,707 千円	今年度見込額
事務用電子計算機システム端末	▲ 8,502 千円	前年度実績
PCB廃棄物処理費用部局負担額	▲ 1,859 千円	前年度実績
教育研究先進化プラットフォームの整備(R4繰越)	3,268 千円	
外部資金などの間接経費	271,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
部局収入見合弾力条項分	77,162 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
他部局負担金	29,445 千円	前年度実績(情報基盤、流動教員予算)
前年度専攻等のマイナス執行額返還金	4,756 千円	中央の預託見込額

2) 支出見込額 2,856,533 千円

事項	金額	備考
当初予算案	894,059 千円	資料4-1より
二次要求事項等	134,406 千円	
教育研究先進化プラットフォームの整備(R4繰越3,268千円含む)	81,068 千円	資料5より
非常勤講師等中央管理教育研究人件費	230,000 千円	昨年度実績に基づき算出
中央管理一般人件費	470,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
清掃・警備等外部委託費	72,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
建物等維持管理費	300,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
その他管理運営費	175,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
光熱水料	500,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出

3)=1)-2)収支差額 ▲ 73,901 千円

4)2023年度臨時経費 65,392 千円

臨時経費として予算の追加配分(確定事項)

事項	金額	備考
高度教務支援(障害者学生支援等にかかる部分)	12,000 千円	教務支援担当者の人件費、消耗品費
TSCP促進事業	19,149 千円	TSCP事業採択に係る部局負担額
研究支援経費	8,000 千円	
間接経費の割り戻し分	0 千円	今年度については配分なし
図書館(Ⅱ期)整備等事業に係るアドバイザー業務費用負担	26,243 千円	
計	65,392 千円	

5)=3)-4)最終残額 ▲ 139,293 千円

2023年度 予算配分 (案)

2023年度配分額

2022年度配分額

対前年度増減額

	2023年度配分額	2022年度配分額	対前年度増減額	
I. 前期課程委員会経由分	29,224 千円	29,209 千円	15 千円	(資料4-2)
前期課程教育関係費	29,224 千円	29,209 千円	15 千円	
英語 I	3,835 千円	3,835 千円	0 千円	
英語 II	129 千円	129 千円	0 千円	
初年次ゼミナール	1,065 千円	1,050 千円	15 千円	(資料4-3・4-4)
実験・実習費	17,903 千円	17,903 千円	0 千円	(資料4-5)
情報教育費	6,292 千円	6,292 千円	0 千円	
PEAK(国際教養コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
	(G30経費で別途措置、外数)	(G30経費で別途措置、外数)		
II. 後期課程委員会経由分	51,470 千円	51,470 千円	0 千円	(資料4-6)
① 後期課程教育関係経費	21,074 千円	21,074 千円	0 千円	
教養学科	9,430 千円	9,430 千円	0 千円	
統合自然科学科	8,094 千円	8,094 千円	0 千円	
学際科学科	3,550 千円	3,550 千円	0 千円	
PEAK(国際日本研究コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
PEAK(国際環境学コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
	(G30経費で別途措置、外数)	(G30経費で別途措置、外数)		
② 学科経費	30,396 千円	30,396 千円	0 千円	
教養学科	15,198 千円	15,198 千円	0 千円	
統合自然科学科	7,599 千円	7,599 千円	0 千円	
学際科学科	7,599 千円	7,599 千円	0 千円	
PEAK(国際日本研究コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
PEAK(国際環境学コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
	(G30経費で別途措置、外数)	(G30経費で別途措置、外数)		
III. 大学院専攻経由分	241,614 千円	238,792 千円	2,822 千円	(資料4-7)
① 属人研究費	211,988 千円	209,381 千円	2,607 千円	
【客員講座分除く】				
文系	91,131 千円	90,036 千円	1,095 千円	
理系	101,811 千円	99,712 千円	2,099 千円	
専攻所属外	19,046 千円	19,633 千円	△ 587 千円	
② 属人教育費	16,641 千円	16,426 千円	215 千円	
③ 専攻・系運営費	24,265 千円	24,265 千円	0 千円	
言語情報科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
超域文化科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
地域文化研究専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
国際社会科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
広域・生命環境科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
広域・相関基礎科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
広域・広域システム科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円	
人間の安全保障プログラム(国際研究先端大講座)	1,055 千円	1,055 千円	0 千円	
多文化共生・統合人間学プログラム	1,055 千円	1,055 千円	0 千円	
国際人材養成プログラム	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
国際環境学プログラム	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円	
	(G30経費で別途措置、外数)	(G30経費で別途措置、外数)		
④ 総合文化図書館負担金				
専攻(@2,256)×5専攻	△ 11,280 千円	△ 11,280 千円	0 千円	

	2023年度配分額	2022年度配分額	対前年度増減額
IV. 学部共通経費	571,751 千円	635,134 千円	△ 63,383 千円
① 附属施設等	30,740 千円	50,368 千円	△ 19,628 千円
図書館経費	15,766 千円	16,088 千円	△ 322 千円
グローバル地域研究機構	4,880 千円	4,980 千円	△ 100 千円
国際環境学教育機構	- 千円	- 千円	- 千円
国際日本研究教育機構	- 千円	- 千円	- 千円
東アジアリベラルアーツイニシアティブ	3,038 千円	3,100 千円	△ 62 千円
先進科学研究機構	0 千円	12,000 千円	△ 12,000 千円
アドバンスト文科	0 千円	5,400 千円	△ 5,400 千円
アドバンスト文理融合	0 千円	1,600 千円	△ 1,600 千円
グローバルコミュニケーション研究センター	7,056 千円	7,200 千円	△ 144 千円
② 関連施設等	25,267 千円	25,783 千円	△ 516 千円
進学情報センター	808 千円	824 千円	△ 16 千円
国際交流センター	6,164 千円	6,290 千円	△ 126 千円
グローバルリサーチオフィス	5,958 千円	6,080 千円	△ 122 千円
共通技術室	1,106 千円	1,129 千円	△ 23 千円
教育研究データ分析室	11,231 千円	11,460 千円	△ 229 千円
③ 事項指定経費	236,375 千円	258,907 千円	△ 22,532 千円
駒場学生相談所事業費(2005~)	17,112 千円	17,112 千円	0 千円
ALESS Program(2008~)	0 千円	0 千円	0 千円
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(2008~)	16,834 千円	16,834 千円	0 千円
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(2012~)	1,807 千円	1,807 千円	0 千円
ソマ(アグリスの発掘調査研究)経費	53,022 千円	75,746 千円	△ 22,724 千円
グローバル30経費	35,000 千円	28,000 千円	7,000 千円
教養教育国際化事業経費	103,300 千円	105,408 千円	△ 2,108 千円
グローバル・スタディーズ・イニシアティブ	0 千円	0 千円	0 千円
芸術創造連携研究機構	5,500 千円	5,500 千円	0 千円
心の多様性機構	0 千円	5,000 千円	△ 5,000 千円
D&I部門	300 千円	0 千円	300 千円
多文化共生・統合人間学プログラム	3,500 千円	3,500 千円	0 千円
④ その他事項別経費	80,101 千円	79,965 千円	136 千円
外国人教師等経費	3,152 千円	3,152 千円	0 千円
客員講座分	8,517 千円	8,517 千円	0 千円
図書館維持費	3,658 千円	3,658 千円	0 千円
図書館設備費(特別図書費)	854 千円	854 千円	0 千円
図書館設備費(学生用図書費)	4,896 千円	4,896 千円	0 千円
研究基盤支援促進経費	1,299 千円	1,299 千円	0 千円
研究支援推進員	512 千円	512 千円	0 千円
研究機関研究員	2,632 千円	2,632 千円	0 千円
低温委員会	5,264 千円	5,264 千円	0 千円
情報教育棟	3,008 千円	3,008 千円	0 千円
学生会館及びキャンパスプラザ	2,387 千円	2,387 千円	0 千円
TA経費及びRA経費	39,922 千円	39,786 千円	136 千円
URA経費	4,000 千円	4,000 千円	0 千円
⑤ その他経費	199,268 千円	220,111 千円	△ 20,843 千円
情報教育棟	7,451 千円	7,215 千円	236 千円
学部報室	1,887 千円	1,925 千円	△ 38 千円
10号館視聴覚(LL)教室	12,590 千円	13,990 千円	△ 1,400 千円
工作技術室	2,184 千円	2,229 千円	△ 45 千円
RI施設	2,695 千円	2,750 千円	△ 55 千円
文化施設運営委員会	12,377 千円	12,630 千円	△ 253 千円
初年次活動センター	752 千円	767 千円	△ 15 千円
研究室・建物維持運営経費	15,162 千円	14,659 千円	503 千円
18号館ホール維持管理費	3,235 千円	3,301 千円	△ 66 千円
文系機材保守費	300 千円	0 千円	300 千円
14号館維持運営経費	98 千円	100 千円	△ 2 千円
広報室経費	1,921 千円	1,960 千円	△ 39 千円
教育支援経費	10,000 千円	20,000 千円	△ 10,000 千円
コロナ対策費	153 千円	7,500 千円	△ 7,347 千円
学部長裁量経費	29,400 千円	30,000 千円	△ 600 千円
大学院生・留学生経費	99,063 千円	101,085 千円	△ 2,022 千円
情報学環共通経費	- 千円	- 千円	- 千円
合計額	894,059 千円	954,605 千円	△ 60,546 千円

(資料4-8)

資料4-2

2023年度 前期課程教育関係経費予算配分(案)

配分額

29,224 千円

(単位:千円)

区分	部会名等	事項名	今年度配分額	前年度配分額	対前年度増▲減	備考
英語 I	英語部会	教材購入費等	3,835	3,835	0	前年度同額
英語 II	〃	情報機器等購入費	129	129	0	前年度同額
初年次 ゼミナール	文科	プリント作成、印刷、テキスト購入費等	810	795	15	2023年度 @15千円×54名
	〃	TA	※(-)	※(-)	※(-)	※別途措置、外教
	理科	プリント作成、印刷、テキスト購入費等	255	255	0	2023年度 @15千円×17名
	〃	TA	※(-)	※(-)	※(-)	※別途措置、外教
実験・実習費	基礎実験実習	実験・実習費(物理)	4,126	4,156	△ 30	※化学・・・「4,610 + 723 = 5,333」 ※生物・・・「2,565 + 440(生物部会) = 3,005」 ※身体運動・・・「135 + 2,956 + 138 = 3,229」 ※「基礎実験」に配分
	〃	実験・実習費(化学)	4,610	4,640	△ 30	
	〃	スクラバー保守(化学)	723	723	0	
	〃	実験・実習費(生物)	2,565	2,595	△ 30	
	〃	実験・実習費(身体運動)	135	145	△ 10	
	〃	アドバンスト理科研究	100	0	100	
	〃	液体窒素運搬用品	362	362	0	
	情報・図形部会	情報図形実習	1,245	1,245	0	
	宇宙地球部会		503	503	0	
	スポーツ身体運動部会	身体運動実習	2,956	2,956	0	
	〃	スポーツ・トレーニング	138	138	0	
	生物部会		440	440	0	
	小計		17,903	17,903	0	
	情報教育費	情報教育棟	情報教育費	6,292	6,292	
PEAK	PEAK前期実施部会	国際教養コース	※(-)	※(-)	※(-)	※グローバル30経費で別途措置、外教
合 計			29,224	29,209	15	

2023年度 基礎演習費の配分（前期課程）

予算単価：15千円

単位：千円

経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考	経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考				
超域文化・文化人類	文化人類	関谷 雄一	30		国文学・漢文学	国文学・漢文学		90					
		津田 浩司	15				村上 克尚	15					
			15				高山 大毅	15					
	国際社会科学専攻	(法・政治学)	伊藤 武	285				谷口 洋	15				
			木宮 正史	15				田口 一郎	15				
			福岡 安都子	15				永井 久美子	15				
			鹿毛 利枝子	15				出口 智之	15				
			平松 彩子	15									
		(経済・統計)	中西 徹	15				哲学	哲学・科学史	國分 功一郎	90		
			河合 玲一郎	15						山本 芳久	15		
高見 典和			15		三村 太郎	15							
岡地 迪尚			15		岡本 拓司	15							
鍾 非			15		星野 太	15							
(社会・社会思想史)	井上 彰	15		心理学	心理・教育学		30						
	和田 毅	15				本吉 勇	15						
	細川 瑠璃	45	3コマ			香田 啓貴	15						
	(国際関係)	吉本 郁	15				人文地理学			人文地理学		30	
		酒井 哲哉	15								田中 雅大	15	
九島 佳織		15		小田 隆史	15								
川島 真		15											
高度化機構		(高度化機構)※	岡田 晃枝	45		外国語		英語	大石 和欣		75		
			45	3コマ	大関 洋平				15				
歴史学	歴史学	外村 大	120		留学生相談室	留学生相談室			15				
		後藤 はる美	15					藤崎 衛	15				
		中野 耕太郎	15					フランス語・イタリア語	15				
		杉山 清彦	15					ドイツ語	15				
		岡田 泰平	15				スペイン語	15					
		塚原 伸治	15										
		井坂 理穂	15										
		渡辺 美季	15										
									合計	810			

※非常勤講師は対象外

資料4-4

2023年度 基礎演習費の配分（前期課程）

予算単価：15千円

単位：千円

経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考	経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考
物理			60						
	大泉	匡史	15						
	石原	秀至	15						
	酒井	邦嘉	15						
	池上	高志	15						
生物			45						
	坪井	貴司	15						
	土畑	重人	15						
	晝間	敬	15						
情報・図形部会	福本	江利子	15						
化学			60						
	若杉	桂輔	15						
	岩井	智弘	15						
	横川	大輔	15						
	吉本	敬太郎	15						
スポーツ・身体運動			30						
	佐々木	一茂	15						
	久保	啓太郎	15						
宇宙・地球部会	小宮	剛	15						
EX部門			30						
	松本	悠	15						
	宮島	謙	15						
合 計								255	

資料4-5

2023年度 実験・実習費配分内訳

予算額 17,903千円 (前年度予算同額)

単位:千円

経理分類	配分区分					配分額合計	備考
	基礎実験系	総合科目系	身体運動 実習費	スポーツトレーニング			
物理学・物理学	4,126					4,126	
化学・化学	5,333					5,333	実験・実習費(4,610)、スクラバー保守(723)
生物学・生物学	2,565				440	3,005	
アドバンスト理科研究	100					100	
情報図形科学・情報図形科学		1,245				1,245	
宇宙地球科学・宇宙地球科学		503				503	
身体運動科学・身体運動科学	135		2,956	138		3,229	
基礎実験・基礎実験	362					362	
合計	12,621	1,748	2,956	138	440	17,903	

2023年度 後期課程運営経費予算配分(案)

配分額 51,470 千円

配分額 (単位:千円)

	教育関係経費	学科経費	合計	
教養学科 (旧文系3学科)	9,430	15,198	24,628	
理系2学科 (旧理系3学科)	11,644	15,198	26,842	
理系2学科配分内訳				
統合自然科学科	(8,094)	(7,599)	(15,693)	
学際科学科	(3,550)	(7,599)	(11,149)	
共通英語	※(1, 200)	0	※(1, 200)	※二次配分予算で別途措置 外数
国際日本研究コース	(0)	※(-)	※(-)	※G30経費で別途措置 外数
国際環境学コース	(0)	※(-)	※(-)	※G30経費で別途措置 外数
小計	21,074	30,396	51,470	

※理系2学科の教育関係経費については、進学振分け上限定員(統合自然科学科57名、学際科学科25名)による按分とし、学科経費については折半とする。(端数については、定員の多い統合自然科学科とする。)

※算出根拠 (単位:千円)

教育関係経費	今年度単価 (前年度同額)	今年度配分額(進学定員 文系115, 理系82)	前年度配分額(進学定員 文系115, 理系82)	対前年度 増▲減
教養学科 (旧文系3学科)	82	9,430	9,430	0
理系2学科 (旧理系3学科)	142	11,644	11,644	0
合計		21,074	21,074	0

学科経費	今年度配分額 (前年度同額)	前年度配分額	対前年度 増▲減
教養学科 (旧文系3学科)	15,198	15,198	0
理系2学科 (旧理系3学科)	15,198	15,198	0
合計	30,396	30,396	0

2023年度 属人研究費等専攻等別積算内訳(総表)(案)

区分	2023年5月1日現在				区別		属人研究費						属人教育費 @43千円	専攻・系 運営費	総合文化 図書館 負担金 @2,256	合計
							教授	准教授・講師	助教・助手	小計	効率化係数 ×0%減	小計				
	人	人	人	人	文系@625 理系@940	文系@384 理系@571	文系@200 理系@294	千円	千円				千円	千円	千円	千円
言語情報科学専攻	26	15	2	43		○	16,250	5,760	400	22,410	0	22,410	1,849	3,165	△ 2,256	25,168
超域文化科学専攻	29	19	2	50		○	18,125	7,296	400	25,821	0	25,821	2,150	3,165	△ 2,256	28,880
地域文化研究専攻	28	15	0	43		○	17,500	5,760	0	23,260	0	23,260	1,849	3,165	△ 2,256	26,018
国際社会科学専攻	24	10	4	38		○	15,000	3,840	800	19,640	0	19,640	1,634	3,165	△ 2,256	22,183
広域・生命環境科学系	21	14	26	61	○		19,740	7,994	7,644	35,378	0	35,378	2,623	3,165	△ 795	40,371
広域・相関基礎科学系	21	24	26	71	○		19,740	13,704	7,644	41,088	0	41,088	3,053	3,165	△ 926	46,380
広域・広域システム科学系	15	13	13	41	○		14,100	7,423	3,822	25,345	0	25,345	1,763	3,165	△ 535	29,738
人間の安全保障プログラム (国際研究先端大講座)	0	0	0	0	○		0	0	0	0	0	0	0	1,055	0	1,055
多文化共生・ 統合人間学プログラム	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	1,055	0	1,055
国際人材養成プログラム ※G30経費で別途運営費措置、外取	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	※(-)	0	※(-)
国際環境学プログラム ※G30経費で別途運営費措置、外取	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	※(-)	0	※(-)
以下専攻所属外																
グローバル地域研究機構	3	2	1	6		○	1,875	768	200	2,843	0	2,843	258	0	0	3,101
教養教育高度化機構	1	5	0	6		○	625	1,920	0	2,545	0	2,545	258	0	0	2,803
国際環境学教育機構	4	2	1	7	○		3,760	1,142	294	5,196	0	5,196	301	0	0	5,497
進化認知科学研究センター	0	2	1	3	○		0	1,142	294	1,436	0	1,436	129	0	0	1,565
グローバルコミュニケーション 研究センター	1	6	1	8		○	625	2,304	200	3,129	0	3,129	344	0	0	3,473
国際交流センター	0	4	0	4		○	0	1,536	0	1,536	0	1,536	172	0	0	1,708
学生相談所	1	0	1	2		○	625	0	200	825	0	825	86	0	0	911
進学情報センター	0	2	0	2		○	0	768	0	768	0	768	86	0	0	854
国際日本研究教育機構	0	2	0	2		○	0	768	0	768	0	768	86	0	0	854
2023年度計	174	135	78	387			127,965	59,821	21,910	211,988	0	211,988	16,641	24,265	△ 11,280	241,614

参考

2022年度計	174	129	79	382			127,650	59,821	21,910	209,381	0	209,381	16,426	24,265	△ 11,280	238,792
増減	0	6	△ 1	5			315	0	0	2,607	0	2,607	215	0	0	2,822

2023年度学部共通経費予算配分(案)

配分額

571,751 千円

(単位:千円)

部会名等	2023年度配分額	2022年度配分額	対前年度増▲減	備 考		
① 附属施設等	30,740	50,368	▲ 19,628	※東京大学総合文化研究科・教養学部の附属施設等を定める規則による		
図書館	15,766	16,088	▲ 322	図書館経費	前年度から2%削減	3,782千円
				総合文化図書館分担金(専攻等から徴収)	前年度から2%削減	11,054千円
				夜間開館閲覧業務の対応(人件費)	前年度から2%削減	930千円
グローバル地域研究機構 (旧 アフリカ太平洋地域研究センター含む) (旧 ドイツ・ヨーロッパ研究センター含む)	3,900	3,980	▲ 80	前年度比7%減分	前年度から2%削減	
	980	1,000	▲ 20	ドイツ・ヨーロッパ研究センター(2010~)	前年度から2%削減	
東アジアリベラルアーツイニシアティブ'	3,038	3,100	▲ 62	2012-2014まで総長裁量経費 2015年度以降3,100千円を配分	前年度から2%削減	
国際環境学教育機構	※-	※-	※-	※グローバル30経費の一部で別途措置		
国際日本研究教育機構	※-	※-	※-	※グローバル30経費の一部で別途措置		
先進科学研究機構	0	12,000	▲ 12,000	2022年度までの時限付き配分	3次配分 スタートアップ	前年度まで
7ドハント文科	0	5,400	▲ 5,400	2022年度までの時限付き配分	3次配分 スタートアップ	前年度まで
7ドハント文理融合	0	1,600	▲ 1,600	2022年度までの時限付き配分	3次配分 スタートアップ	前年度まで
グローバルコミュニケーション研究センター 【ALESA Program】	7,056	7,200	▲ 144	2020年度より教員の所属が大総センターへ 移管するため、事業費を配分		前年度から2%削減
② 関連施設等	25,267	25,783	▲ 516	※東京大学総合文化研究科・教養学部の附属施設等を定める規則による		
進学情報センター	808	824	▲ 16	運営費を配分		前年度から2%削減
国際交流センター	6,164	6,290	▲ 126	AIKOM(平成29年度よりLUSTEPに業務が移行されることに伴い、 配分額を精査し、4,000千円の配分とする。	前年度から2%削減	3,920千円
				留学生相談室	前年度から2%削減	872千円
				国際研究協力室事務補佐員人件費	前年度から2%削減	1,372千円
	5,958	6,080	▲ 122	グローバルゼーションオフィス (※2020年度まではグローバル30経費の一部で別途6,080千円を措置)	前年度から2%削減	5,958千円
共通技術室	1,106	1,129	▲ 23	運営費を配分		前年度から2%削減
教育研究データ分析室 (旧 教養教育評価経費)	11,231	11,460	▲ 229	特任講師人件費 490千円*12月	前年度から2%削減	5,762千円
				職域限定職員人件費	前年度から2%削減	2,940千円
				学生による授業アンケート(夏)	前年度から2%削減	980千円
				学生による授業アンケート(冬)	前年度から2%削減	882千円
				学生による授業評価アンケート-NTC-LMS保守料金	前年度のみ	519千円
				事務用品費	前年度から2%削減	98千円
				出口調査のポスター作成費	前年度から2%削減	49千円

部会名等	2023年度 配分額	2022年度 配分額	対前年度 増▲減	備 考
③ 事項指定経費	236,375	258,907	▲ 22,532	※法人化以後の事項指定予算
教育研究事業経費				
駒場学生相談所事業費 (H17)	17,112	17,112	0	学生相談所 前年度同額
ALESS Program (H20)	0	0	0	※2020年度から大総センターへ移管。 予算も大総センターへ移管されるため配分0とする。
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化 (H20)	16,834	16,834	0	図書館経費 前年度同額
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化 (H24)	1,807	1,807	0	図書館経費 前年度同額
ソマ(アウグストゥスの発掘調査研究)経費	53,022	75,746	▲ 22,724	グローバル地域研究機構 地中海地域研究部門 前年度から30%削減
グローバル30経費	35,000	28,000	7,000	2021年度より外国人特任教員の人件費を中央管理教育研究人件費から支出するためPEAK/GPEAKに運営費を配分 削減額を回復
教養教育国際化事業経費	103,300	105,408	▲ 2,108	前年度から2%削減
グローバル・スタディーズ・イニシアティブ	0	0	0	2021年度までの時限付き配分 3次配分 スタートアップ 2021年度まで
芸術創造連携研究機構	5,500	5,500	0	特任助教1名5,000千円(条件付き)、 諸経費500千円 前年度同額
心の多様性機構	0	5,000	▲ 5,000	2022年度限り 2022年度まで
D&I部門	300	0	300	今年度より配分
多文化共生・統合人間学プログラム (2020～)	3,500	3,500	0	2024年度までの時限付き配分 (事務職員人件費1名3,500千円) 前年度同額
④ その他事項別経費	80,101	79,965	136	※法人化以前の事項指定予算
外国人教師等経費	3,152	3,152	0	旧 配分事項経費/外国語部会 前年度同額
客員講座分	8,517	8,517	0	旧 配分事項経費/各専攻・系 前年度同額
図書館経費(図書館維持費)	3,658	3,658	0	旧 配分事項経費(パートタイム職員経費) /図書館 前年度同額
図書館設備費(特別図書費)	854	854	0	旧 配分事項経費/図書館 前年度同額
図書館設備費(学生用図書費)	4,896	4,896	0	旧 配分事項経費/駒場図書館 前年度同額
研究基盤支援促進経費	1,299	1,299	0	旧 配分事項経費(アイトープ施設定期検査経費) /RI施設 前年度同額
研究支援推進員	512	512	0	旧 配分事項経費(研究支援推進経費) /アフリカ太平洋地域研究センター 前年度同額
研究機関研究員	2,632	2,632	0	旧 配分事項経費(非常勤研究員経費) /アフリカ太平洋地域研究センター 前年度同額
低温委員会	5,264	5,264	0	旧 特殊装置維持費(2002)を低温センター運営費として 前年度同額
情報教育棟	3,008	3,008	0	旧 特殊装置維持費(2002)を情報教育棟運営費として 前年度同額
学生会館及びキャンパスアラザ	2,387	2,387	0	旧 配分事項経費(学生会館運営費) /学生委員会 前年度同額
TA経費	34,652	34,516	136	旧 配分事項経費/TA委員会 対前年度136千円増
RA経費	5,270	5,270	0	旧 配分事項経費/各専攻・系 前年度同額
URA経費	4,000	4,000	0	前年度同額
⑤ その他経費	199,268	220,111	▲ 20,843	
情報教育棟	7,451	7,215	236	前年度同額 3,459千円 開館業務(警備委託) 対前年度236千円増 3,992千円
学部報室	1,887	1,925	▲ 38	前年度から2%削減

部会名等	2023年度 配分額	2022年度 配分額	対前年度 増▲減	備 考		
10号館視聴覚(LL)教室	12,590	13,990	▲ 1,400		対前年度1,400千円減	
工作技術室	2,184	2,229	▲ 45		前年度から2%削減	
RI施設	2,695	2,750	▲ 55	作業環境測定法に基づく測定業務の 1/3は別途中央経費にて負担	前年度から2%削減 2,695千円	
文化施設運営委員会	6,497	6,630	▲ 133	美術博物館		
				運営費相当	前年度から2%削減	980千円
				人件費250千円*12月	前年度から2%削減	2,940千円
				展覧会費	前年度から2%削減	980千円
				資料整理費	前年度から2%削減	980千円
				絵画収蔵庫空調設備点検整備	前年度から2%削減	617千円
	3,724	3,800	▲ 76	自然科学博物館		
				運営費相当	前年度から2%削減	1,764千円
				展覧会費	前年度から2%削減	980千円
				資料整理費	前年度から2%削減	980千円
	1,176	1,200	▲ 24	オルガン委員会		
				演奏会	前年度から2%削減	686千円
				ポスター	前年度から2%削減	343千円
	980	1,000	▲ 20	調律・保守	前年度から2%削減	147千円
				ピアノ委員会		
				演奏会	前年度から2%削減	245千円
ポスター				前年度から2%削減	343千円	
752	767	▲ 15	調律・保守	前年度から2%削減	392千円	
初年次活動センター	752	767	▲ 15		前年度から2%削減	
研究室・建物維持運営経費	15,162	14,659	503	エレベーター保守料	対前年度503千円増	13,566千円
				研究棟管理運営委員会	前年度同額	1,596千円
18号館ホール維持管理費	3,235	3,301	▲ 66	機器年間保守費	前年度から2%削減	1,237千円
				ホール保守点検費	前年度から2%削減	1,664千円
				電動昇降ステーション保守	前年度から2%削減	334千円
文系機材保守費	300	0	300		今年度から新設	
14号館維持運営経費	98	100	▲ 2		前年度から2%削減	
広報室経費	1,921	1,960	▲ 39		前年度から2%削減	
教育支援経費	10,000	20,000	▲ 10,000		対前年度10,000千円減	
コロナ対策費	153	7,500	▲ 7,347	コロナ対策TA153千円	対前年度7,347千円減	
学部長裁量経費	29,400	30,000	▲ 600		前年度から2%削減	
大学院・留学生経費	99,063	101,085	▲ 2,022		前年度から2%削減	
情報学環共通経費	※-	※-	※-	※情報学環より別途措置		
合 計	571,751	635,134	▲ 63,383			

2023年度 第二次予算配分等(案)

二次配分額	当初予算額	
2023年度配分額	255,724 千円	} 当初予算に組入 121,318千円 二次要求事項に配分 134,406千円
財源捻出(10%)	▲ 25,572 千円	
ヒアリング評価に基づく再配分	25,572 千円	
教育研究先進化プラットフォームの整備	23,354 千円	
	279,078 千円	

二次要求事項	2023配分額	2022配分額	対前年度増減
・学部教育の総合的改革の推進、維持 (ALESS,ALESA予算)	113,098 千円	115,098千円	▲ 2,000
・教養教育の充実のための包括的基盤整備	20,000 千円	20,000千円	0
・基礎研究に立脚した新分野創成のための教育基盤整備 (後期課程共通英語1,200千円含む)	1,308 千円	17,574千円	▲ 16,266
計	134,406 千円	152,672千円	▲ 18,266

教育研究先進化プラットフォームの整備	2023配分額
・高大連携による 遠隔教育の強化とリカレント教育の推進	12,960 千円
・アドバンスト理科・研究入門	12,000 千円
・駒場ライティング・センター (CAWK) の設立	22,900 千円
・駒場キャンパスSafer Space	7,840 千円
・アドバンスト文科	11,400 千円
・アドバンスト文理	2,000 千円
・進化認知科学研究センター	3,000 千円
・GSI	2,000 千円
・管理費	3,700 千円
計	77,800 千円

※ミッション実現加速化経費(教育研究組織改革分)54,446千円と併せて配分
※令和4年度の繰越は3,268千円

<参考>

全学事業

- ・TLP関係(語学力アセスメント関係含む) 17,470 千円
- ・スーパーグローバル大学 ※ 千円

※額未確定

アドバンスト文理融合運営委員会規則 (案)

令和3年4月 1日 制定

令和5年6月15日 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学教養学部組織規則第18条第2項に基づき、アドバンスト文理融合運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とするほか、アドバンスト文理融合の運営に関する事項を統括する。

- (1) アドバンスト文理融合の教務に関すること。
- (2) アドバンスト文理融合の予算に関すること。
- (3) アドバンスト文理融合に関する後期課程諸学部等との調整。
- (4) その他、アドバンスト文理融合の運営のために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教養教育高度化機構先進融合部会、芸術創造連携研究機構及び心の多様性と適応の連携研究機構から選出された教員 各1名
- (2) その他、委員会が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(陪席)

第6条 委員長は、アドバンスト文理融合の実施業務を担当する者を委員会に陪席させることができる。

- 2 前項に基づき委員会に陪席する者は、第2条各号に定める事項について委員長から発言を求められた場合は発言ができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部教務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行によって最初に選出される構成員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則この規則は令和5年6月15日から施行する。

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日: 2023/6/15

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	トリノ大学人文学学科	
	英語	Department of Humanities, The University of Torino	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	イタリア	
設立年	1404	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.unito.it/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学生: 81,200名、教員: 2,152名(教授527名、准教授975名、講師650名)、学科数: 27(理工・医学・政経・法学・人文学・社会科学・芸術等の領域)。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ヨーロッパの中でももっとも伝統があり、イタリアを代表する名門大学の一つである。ノーベル賞受賞者を複数輩出している。		
その他 (特色等があれば記入)	北イタリア西部に位置し、人口約100万のトリノは、工業都市として経済的に豊かであるだけでなく、ミラノと並ぶ北イタリアの文化的中心地でもある。また、治安もよく、学生が安心して勉学に打ち込める環境が整っている。トリノ大学は19世紀においては科学思想の中心であり、20世紀には政治思想、文学研究で有名。20世紀後半は医学部の活躍がめざましく、ノーベル賞受賞者を3人輩出している(医学、生理学部門)。		
2.交流目的			
総合文化研究科の教員とトリノ大学人文学学科のイタリア文学、日本学研究者との共同研究、研究協力を目的とする。同時に学生交流覚書を締結して、学部後期課程・大学院の学生を対象とした交換留学を制度化する。また、前期課程・後期課程学生に対して、トリノ大学でのイタリア語研修を実施する。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局協定	関係部局: なし		
	協定名(日):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND DEPARTMENT OF HUMANITIES, THE UNIVERSITY OF TORINO	
	協定名(英):	AND DEPARTMENT OF HUMANITIES, THE UNIVERSITY OF TORINO	
部局覚書	関係部局: なし		
	協定名(日):	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO	
	協定名(英):	AND DEPARTMENT OF HUMANITIES, THE UNIVERSITY OF TORINO	
交流分野			
人文学			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 2人(学其[学部生/大学院生])	

4.期待される成果	
<p>本学術交流協定を締結することにより、本研究科とトリノ大学人文学学科との間の共同研究、研究協力がさらに促進され、共同研究プロジェクトなどにより、双方がより高度で包括的な研究を行うことができる。 同時に学生交流覚書を締結することで、教養学部後期課程、総合文化研究科の学生が授業料免除で留学することが可能になり、トリノ大学の充実した図書館で資料調査をすることや、人文学学科の教員からの指導も得ることができる。また、トリノ大学には日本語を学ぶ学生が多数在籍しているので、学生同士の交流も期待できる。 また、教養学部の前期課程・後期課程学生の学生が文化活動も活発なトリノに春休み期間中滞在し、トリノ大学でイタリア語研修を行う計画があり、言語習得のみでなく、文化交流や文化理解も期待できる。</p>	
5.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
<p>コロナ禍で移動が制限されイタリア語を使って留学生らと交流する機会も減ったことから、Zoomによって教養学部・総合文化研究科の学生と、トリノ大Dipartimento di studi umanisticiの学生が日本語とイタリア語で対話するイベント「イタリア語と日本語でしゃべりティーヴォ」を企画した。このイベントは2022年から3ヶ月に1回程度おこなっている。</p>	
6.締結までのスケジュール(締結希望時期等)	
<p>2023年6月5日 国際交流・留学生委員会附議 2023年6月15日 総務委員会、教授会附議</p>	
7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
<p>責任者：真船文隆(総合文化研究科長・教授) 幹事教員：山崎彩(総合文化研究科・准教授)</p>	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
<p>責任者：Donato Pirovano(人文系研究学科学科長・教授 direttore del dipartimento di studi umanistici) 幹事教員：Matteo Cestari(人文系研究学科・准教授)</p>	
9.資金計画	
<p>トリノ大学でのイタリア語研修については、海外研修予算の一部を充てることを検討中である。交換留学生(派遣)は、東京大学海外派遣事業短期海外留学等奨学金を利用する予定である。</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<p><input type="checkbox"/> 有 協定の種類：▼協定の種類 担当部局：▼部局名選択 締結年月： (最終更新年： 年)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
11.その他特記事項	
<p>現在、トリノ大学では学部は廃止されており、学科がそれに対応する組織単位である。</p>	
12.部局事務担当	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
DEPARTMENT OF HUMANITIES,
THE UNIVERSITY OF TORINO

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and the Department of Humanities, the University of Torino (Italy) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement (hereinafter referred to “this Agreement”).

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties. The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. The parties commit to find, when necessary, the financial resources in order to achieve the abovementioned purposes. Both parties agree that all financial obligations should be negotiated in advance and will depend on funding availability.

Article 4. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 5. All disputes arising from the interpretation, development, modification, resolution, or execution of the present Agreements must be settled by mutual agreement and through consultation or negotiation between both parties through the Monitoring Committee, or through any other mechanism agreed to by both parties. In the event that the dispute remains unresolved, the parties can take specific action they deem appropriate.

Article 6. Contacts

UniTo	UTokyo
Academic Coordinator of the Agreement Name: Matteo Surname: Cestari Email: matteo.cestari@unito.it Department: Humanities	Academic Coordinator of the Agreement Name: Aya Surname: Yamasaki Email: yamasakiaya@g.ecc.u-tokyo.ac.jp Department: Arts and Sciences
Administrative Contact Office: International Relations and Development Cooperation Office Email: internationalpartnerships@unito.it Phone: +39 011-6704390	Administrative Contact Office: International Research and Cooperation Office Email: irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp Phone: +81-3-5454-6827

Article 7. This Agreement is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon written agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 8. This Agreement is created in duplicate in English and Italian, each of those duplicates being deemed original. Each party will keep at least one copy in each language. In case any discrepancies arise between the versions, the parties agree that the English version shall prevail.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

The University of Torino
Department of Humanities

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Prof. Stefano GEUNA
Rector

____ / ____ / 2023

____ / ____ / 2023

**MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
DEPARTMENT OF HUMANITIES,
THE UNIVERSITY OF TORINO**

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and the Department of Humanities, the University of Torino (Italy) (hereinafter referred to as the “parties”), on the basis of the Agreement on Academic Exchange concluded between the Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and the Department of Humanities, the University of Torino and dated (date of agreement) (hereinafter referred to as the “Agreement”), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following.

Article 1. Students may enroll in this exchange program for a period of up to one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one year maximum.

Article 2. A maximum of two undergraduate and postgraduate students will be exchanged between the parties in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

Article 3. Students will be selected by their home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make final judgement on the admission of exchange students.

Article 4. Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

Article 5. Each student agrees with the home university and the host university, on a study program clearly defined through a Learning Agreement before the mobility starts. The host university shall issue an academic transcript to the exchange student’s home university upon completion of the exchange program. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.

Article 6. The host university shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees on students enrolled in this exchange program.

Article 7. Each person involved in the activities set out in this Memorandum must be covered by an insurance for civil liability, usually paid by the home university.

Within the limits of the policy general and specific conditions, the insurance provides protection for accidents connected to institutional activities and duties previously authorized, in accordance with internal existing regulations, and carried out inside the university premises or third parties' premises.

This Memorandum does not provide coverage for medical and health costs. Each person involved must assume the related financial burdens.

Article 8. Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this exchange program, other than as described in article 6, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party. The Academic Coordinator of the Memorandum will make every effort to arrange university-approved accommodation for the exchange students or provide them with information necessary in finding other accommodation. The cost for the accommodation is at the students' own expenses.

Article 9. Contacts

UniTo	UTokyo
Academic Coordinator of the Memorandum Name: Matteo Surname: Cestari Email: matteo.cestari@unito.it Department: Humanities	Academic Coordinator of the Memorandum Name: Aya Surname: Yamasaki Email: yamasakiaya@g.ecc.u-tokyo.ac.jp Department: Arts and Sciences
Administrative Contact Office: International Relations and Development Cooperation Office Email: internationalpartnerships@unito.it Phone: +39 011-6704390	Administrative Contact Office: International Research and Cooperation Office Email: irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp Phone: +81-3-5454-6827

Article 10. This Memorandum is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the "term"). The term of the Memorandum may be extended upon the written agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance written notice to the other party. Under no circumstances will the term of this Memorandum exceed the term of the Agreement.

Article 11. This Memorandum is created in duplicate in English and Italian, each of which shall be deemed originals. Each party will keep at least one copy in each language. Should any discrepancies arise between the versions, the parties agree that the English version shall prevail. In the case of any inconsistency between the provisions of this Memorandum and the Agreement, the provisions of the Agreement shall take precedence.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

The University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

The University of Torino
Department of Humanities

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Prof. Stefano GEUNA
Rector

___ / ___ / 2023

___ / ___ / 2023

ACCORDO DI SCAMBIO ACCADEMICO
TRA
LA GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
IL COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES
DELLA UNIVERSITY OF TOKYO
E
IL DIPARTIMENTO DI STUDI UMANISTICI
DELL'UNIVERSITÀ DI TORINO

La Graduate School of Arts and Sciences, il College of Arts and Sciences dell'Università di Tokyo (Giappone) e il Dipartimento di Studi Umanistici dell'Università di Torino (Italia) (di seguito le "Parti"), nella ferma convinzione che lo scambio accademico tra le parti servirà a promuovere la ricerca accademica e altre attività, conclude il seguente Accordo (di seguito denominato "il presente Accordo").

Articolo 1. Le parti si impegnano a realizzare scambi e altre attività in aree di ricerca accademica di reciproco interesse attraverso quanto segue.

- (1) Scambio di docenti, personale amministrativo e ricercatori;
- (2) Scambio di studenti;
- (3) Condurre attività di ricerca con spirito di reciproca collaborazione;
- (4) Tenere conferenze e simposi congiunti;
- (5) Scambio di informazioni e materiali accademici.

Articolo 2. I progetti effettivi da attuarsi in seno alle specifiche attività di scambio così come definite nell'articolo precedente saranno decisi attraverso la discussione tra i singoli dipartimenti delle due Università. Le attività di cui al comma precedente devono svolgersi nel rispetto delle leggi e dei regolamenti a cui i soggetti interessati dovranno attenersi.

Articolo 3. Le parti si impegnano a reperire, ove necessario, le risorse finanziarie per il perseguimento delle predette finalità. Entrambe le parti concordano sul fatto che tutti gli obblighi finanziari dovranno essere negoziati in anticipo e dipenderanno dalla disponibilità di fondi.

Articolo 4. Nel caso in cui si preveda che, nel corso dei progetti di collaborazione portati avanti ai sensi dell'art. 1, possano prodursi risultati di ricerca aventi un impatto su questioni relative ai diritti di proprietà intellettuale, le parti discuteranno in buona fede e concorderanno in un documento separato le condizioni relative al trattamento dei diritti di proprietà intellettuale che si produrranno, prima dell'inizio del progetto di collaborazione in questione e in conformità con le politiche di ciascuna parte.

Articolo 5. Tutte le controversie derivanti dall'interpretazione, sviluppo, modifica, risoluzione o esecuzione dei presenti Accordi devono essere risolte di comune accordo e mediante consultazione o negoziazione tra entrambe le parti attraverso il Comitato di monitoraggio, o attraverso qualsiasi altro meccanismo concordato tra esse. Nel caso in cui la controversia rimanga irrisolta, le parti possono adottare gli specifici provvedimenti che riterranno opportuni.

Articolo 6. Contatti

UniTo	UTokyo
Referente scientifico dell'accordo Nome: Matteo Cognome: Cestari Email: matteo.cestari@unito.it Dipartimento: Studi Umanistici	Referente scientifico dell'accordo Nome: Aya Cognome: Yamasaki Email: yamasakiaya@g.ecc.u-tokyo.ac.jp Dipartimento: Arti e Scienze
Referente amministrativo Sezione Relazioni internazionali e Cooperazione allo Sviluppo Email: internationalpartnerships@unito.it Telefono: +39 011-6704390	Referente amministrativo Ufficio Relazioni Internazionali e Cooperazione Email: irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp Telefono: +81-3-5454-6827

Articolo 7. Il presente Accordo ha una validità di cinque anni a partire dalla data della firma finale apposta in calce dalle parti (di seguito denominata "durata"). La durata dell'Accordo può essere prorogata previo accordo scritto delle parti. Ciascuna delle parti può recedere dall'Accordo durante la sua durata con un preavviso scritto di sei mesi all'altra parte.

Articolo 8. Il presente Accordo è redatto in duplice copia in lingua italiana e inglese e ciascuna di tali copie è considerata originale. Ogni parte conserverà almeno una copia in ciascuna lingua. In caso di discrepanze tra le versioni, le parti convengono che prevarrà la versione in lingua inglese.

Le parti sottoscrivono il presente Accordo con le firme in calce alle rispettive date.

University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

Università di Torino
Dipartimento di Studi Umanistici

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Preside

Prof. Stefano GEUNA
 Rettore

___ / ___ / 2023_

___ / ___ / 2023

**MEMORANDUM PER LO SCAMBIO STUDENTI
TRA
LA GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
UNIVERSITY OF TOKYO
E
DIPARTIMENTO DI STUDI UMANISTICI
UNIVERSITÀ DEGLI STUDI DI TORINO**

La Graduate School of Arts and Sciences, il College of Arts and Sciences dell'Università di Tokyo (Giappone) e il Dipartimento di Studi Umanistici dell'Università di Torino (Italia) (di seguito denominati "le parti"), sulla base dell'Accordo di Scambio Accademico concluso tra la Graduate School of Arts and Sciences, il College of Arts and Sciences dell'Università di Tokyo e il Dipartimento di Studi Umanistici dell'Università di Torino e datato (di seguito denominato "Accordo"), al fine di concordare specifici programmi di scambio studenti come definiti nell'Accordo, convengono quanto segue.

Articolo 1. Gli studenti possono iscriversi a questo programma di scambio per un periodo massimo di un anno. Tale periodo può essere esteso, previo accordo tra le parti, per un periodo massimo di un anno.

Articolo 2. Per ciascun anno accademico verrà scambiato tra le parti un numero massimo di due studenti iscritti ad una laurea triennale e magistrale. Due studenti in scambio per un semestre di studio equivalgono a uno studente in scambio per un anno accademico di studio. Nel caso in cui il numero dei semestri di scambio degli studenti di ciascuna parte non sia uguale in un determinato anno, le parti si impegneranno a partire dall'anno successivo per garantire un numero uguale di semestri di scambio degli studenti di ciascuna parte. Le parti decideranno in anticipo, previo accordo, l'esatto numero di posti semestrali per gli studenti in scambio.

Articolo 3. Gli studenti saranno selezionati dall'università di provenienza sulla base dei propri meriti accademici e dell'idoneità allo studio presso l'università ospitante. L'università ospitante si riserva il diritto di esprimere un giudizio definitivo sull'ammissione degli studenti di scambio.

Articolo 4. Gli studenti iscritti a questo programma di scambio non hanno diritto al conseguimento di una laurea presso l'università ospitante.

Articolo 5. Ogni studente concorda con l'università di provenienza e con l'università ospitante un programma di studi chiaramente definito attraverso un Learning Agreement prima dell'inizio del periodo di mobilità. L'università ospitante rilascia un Transcript of Records all'università di provenienza dello studente al termine del programma di scambio. Sulla base di questo documento, l'università di provenienza può, in conformità con i propri regolamenti, assegnare allo studente crediti per le attività formative svolte presso l'università ospitante.

Articolo 6. L'università ospitante non può richiedere agli studenti partecipanti al programma di scambio il pagamento di alcuna tassa per sostenere gli esami, per l'ingresso o per l'iscrizione.

Articolo 7. Ogni soggetto coinvolto nelle attività previste dal presente Memorandum deve essere coperto da un'assicurazione per la responsabilità civile, di solito in capo all'università di provenienza.

Nei limiti delle condizioni generali e specifiche della polizza, l'assicurazione tutela gli infortuni connessi alle attività e ai compiti istituzionali preventivamente autorizzati, in conformità ai regolamenti interni vigenti, e svolti all'interno dei locali dell'università o di terzi.

Il presente Memorandum non prevede la copertura delle spese mediche e sanitarie. Ogni persona coinvolta deve assumersi i relativi oneri finanziari.

Articolo 8. Le spese personali, comprese le spese di viaggio, le spese di alloggio, le spese di soggiorno, le spese per il materiale didattico e le altre spese relative all'istruzione degli studenti che partecipano a questo programma di scambio, diverse da quelle descritte nell'articolo 6, non saranno in nessun caso a carico di nessuna delle parti. Il referente scientifico del Memorandum farà il possibile per garantire agli studenti in scambio un alloggio approvato dall'università o per fornire loro le informazioni necessarie per trovare un altro alloggio. Il costo dell'alloggio è a carico degli studenti.

Articolo 9. Contatti

UniTo	UTokyo
Referente scientifico dell'accordo Nome: Matteo Cognome: Cestari Email: matteo.cestari@unito.it Dipartimento: Studi Umanistici	Referente scientifico dell'accordo Nome: Aya Cognome: Yamasaki Email: yamasakiaya@g.ecc.u-tokyo.ac.jp Dipartimento: Arti e Scienze
Referente amministrativo Sezione Relazioni Internazionali e Cooperazione allo Sviluppo Email: internationalpartnerships@unito.it Telefono: +39 011-6704390	Referente amministrativo Relazioni Internazionali e Cooperazione Email: irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp Telefono: +81-3-5454-6827

Articolo 10. Il presente Memorandum è valido per cinque anni a partire dalla data della firma finale apposta qui di seguito dalle parti (di seguito denominata "durata"). La durata del Memorandum può essere prorogata su accordo scritto delle parti. Ciascuna parte può recedere dal Memorandum durante il suo periodo di validità con un preavviso scritto di sei mesi all'altra parte. In nessun caso la durata del presente Memorandum supererà la durata dell'Accordo.

Articolo 11. Il presente Memorandum è redatto in duplice copia in lingua italiana e inglese, ciascuna delle quali sarà considerata un originale. Ciascuna parte conserverà almeno una copia in ciascuna lingua. In caso di discrepanze tra le versioni, le parti convengono che prevarrà la versione in lingua inglese. In caso di incongruenza tra le disposizioni del presente Memorandum e quelle dell'Accordo, prevarranno le disposizioni dell'Accordo.

Le parti sottoscrivono il presente Memorandum apponendovi la propria firma alle date sotto indicate.

University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

Università degli Studi di Torino
Dipartimento di Studi Umanistici

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Preside

Prof. Stefano GEUNA
 Rettore

____ / ____ / 2023_

____ / ____ / 2023